

産前産後期間の

国民健康保険税免除制度が始まります

国民健康保険税の免除対象となる方・申請期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

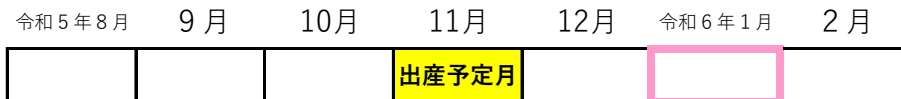
国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の出産予定の被保険者の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が年額から減額されます。



※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- 申請書（市民課国保年金係（2番窓口）、支所市民窓口課にあります）
- 本人確認書類
- 単胎妊娠、多胎妊娠の事実が分かるもの（母子健康手帳など）

問い合わせ先

宮若市役所
市民課 国保年金係 TEL0949-32-4004（申請に関すること）
税務収納課市民税係 TEL0949-32-0513（税額に関すること）